④　納税証明書（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３）（以下「納税証明書その３等」という。））又はその写し
ただし、証明年月日が申請書提出以前の３箇月以内に発行された納税証明書その３等を添付する。
⑤　申請者が官公需適格組合であるときは、共同企業体等調書

ウ　測量等に係る申請書類
(ｱ)　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
(ｲ)　添付書類　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条に規定する登録簿に登録を受けた者）は、建設コンサルタント登録規程第７条に規定する現況報告書の写しの提出が、地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条に規定する登録簿に登録を受けた者）は、地質調査業者登録規程第７条による現況報告書の写しの提出があれば、その登録部門に該当する業種につき、次に掲げる②、③、⑥及び⑦の書類の添付を省略することができる。
①　業態調書
②　測量等実績調書
③　技術者経歴書
④　営業所一覧表
⑤　営業に関し、法律上必要とする登録の証明書の写し
⑥　申請者が法人であるときは、登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し、申請者が個人であるときは、身元証明書又はその写しで、証明年月日が申請書提出以前の３箇月以内に発行されたものを添付する。
⑦　財務諸表類（申請をする日の直前の営業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前１年間の事業（営業）年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（申請者が個人であるときは、書類審査基準日の直前１年間の事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書））
⑧　納税証明書その３等又はその写しで、証明年月日が申請書提出以前の３箇月以内に発行されたものを添付する。

４　申請書等に使用する言語等
申請書等は、日本語で記載するものとする。添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付し、金額表示については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により得た邦貨額を記載する。

５　競争に参加することができない者
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条に該当する者
⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑷　申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者
⑸　建設工事については、建設業法第３条の規定による許可（プレハブ工事については建築一式工事に係る許可）及び前記３の⑵のイの(ｲ)の③記載の総合評定値の通知を受けていない者
⑹　測量等については、営業に関し法律上必要な資格等を有しない者

６　競争参加者の資格及びその審査
⑴　前記５の競争に参加することができない者については、競争参加資格がないと認定する。
⑵　建設工事　前記５の競争に参加することができない者以外の者については、次に掲げる項目について、総合点数を付与し、希望工事種別ごとに総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の多い順。）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付して、競争参加資格を認定し、等級の区分を設けていない工事種別については、当該工事種別における順位を付して、競争参加資格を認定する。
ア　希望工種区分ごとの年間平均完成工事高
イ　経営規模（自己資本額、利払前税引前償却前利益）
ウ　経営状況（純支払利息比率、負債回転期間、売上高経常利益率、総資本売上総利益率、自己資本対固定資産比率、自己資本比率、営業キャッシュフロー（絶対額）、利益剰余金（絶対額））
エ　希望工種区分ごとの平均技術職員数
オ　希望工種区分ごとの元請完工高
カ　労働福祉の状況
キ　営業年数
ク　防災活動への貢献の状況
ケ　法令遵守の状況
コ　建設業の経理に関する状況
サ　研究開発の状況
⑶　測量等　前記５の競争に参加することができない者以外の者については、次に掲げる項目について、総合点数を付与し、希望業務種別ごとに総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の多い順。）に配列し、当該業務種別における順位を付して、競争参加資格を認定する。
ア　希望業種区分ごとの年間平均実績高
イ　希望業種区分ごとの有資格職員数
ウ　直前の営業年度の自己資本額
エ　営業年数

７　資格審査結果の通知
「資格決定通知書」により通知する。

８　資格の有効期間
資格認定のときから平成25年３月31日までとする。

９　その他
⑴　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の認定　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとにこれを公示する。
⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中の者は、手続開始の決定を受けた後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うこと（以下、同決定を受けた者を「更生手続等開始決定者」という。）。
平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、別に定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格があることの確認がなされない場合がある。
⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次のアからオに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、別に定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うこと。
ア　合併又は分割により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により存続した場合の存続会社
イ　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
ウ　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
エ　既存の建設会社が他の建設会社から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設会社